

鎌ケ谷市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨・目的

「鎌ケ谷市国民健康保険事業実施計画（第3期）」に基づき実施する「糖尿病性腎症重症化予防事業」（以下「本事業」という。）は、鎌ケ谷市国民健康保険被保険者の特定健康診査データを活用し、糖尿病及び糖尿病性腎症の予防が必要と思われる被保険者から特に重症化するリスクの高い者に対し、かかりつけ医と連携し、保健指導を行い、腎不全及び人工透析への移行を防止することを目的とし実施する。

実施にあたっては、糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化リスクの高い者に対する支援という点で、専門知識や指導技術を有する経験の豊かな専門職による保健指導が必要である。また、糖尿病性腎症は改善が困難で、悪化を防ぐことが重要なことから、被保険者自身が正しい知識を得て、長期的に生活改善に取り組むための、個々の状況に合わせた柔軟性の高いプログラムが求められる。

これらのことから、金額の多寡による競争ではなく、品質確保の観点から、プログラムや指導で使用する教材の内容や、専門的な業務遂行能力等を見極めるため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するもの。

第2 業務概要

- 1 業務名 糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託
- 2 履行場所 鎌ケ谷市の指定する場所
- 3 業務内容 別紙「糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

なお、本プロポーザルにより、契約者として確定した場合は、次年度（令和7年度）を下記条件により随意契約を締結する予定である。

- (1) 当該契約の目的が同一であること。
- (2) 契約の履行状況等について、適格者として鎌ケ谷市に認められること。
- (3) 当年度、当該業務にかかる鎌ケ谷市歳入歳出予算が鎌ケ谷市議会で議決されること。

第3 提案限度額

金1, 859, 000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

第4 プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

第5 日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
公募の開始	令和6年4月8日(月)
質問書受付締切	令和6年4月19日(金)午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年4月24日(水)
参加申込書受付及び企画提案書等提出締切	令和6年5月9日(木)午後5時まで
参加資格要件確認結果通知	令和6年5月13日(月)
プレゼンテーション	令和6年5月28日(火)(予定)
審査結果通知	令和6年5月31日(金)(予定)
契約締結	令和6年6月12日(水)(予定)

第6 参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

- 1 本市の鎌ヶ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ①参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該業務の実施要領公開日前6か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者
 - ②会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないもの
 - ③民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの
- 3 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ヶ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。

- 5 情報セキュリティマネジメントシステム、又はプライバシーマークのいずれかの認証を取得していること。
- 6 本業務の遂行に必要な現場経験が豊富な専門職を配置し、十分な実施体制がとれること。
- 7 過去5年以内に、千葉県内において本業務と同種又は類似業務の実績を有すること。

第7 参加申込方法

1 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり「参加申込書」及び関係書類（以下「参加申込書等」という。）を提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 参加申込書には次の次項が確認された書面を添付すること。定めがないものは任意様式とする。

(ア) 本業務の実施体制

(イ) 本業務に従事する専門職の状況

専門職の資格、糖尿病性腎症重症化予防事業を目的とした保健指導の経験年数及び人数等

(ウ) 「第6 参加資格要件」5を証する事項

認証証書の写し

(エ) 提案金額

見積書等、費目ごとに金額を記述すること。提出後の金額の変更は認めない。また、企画提案・仕様等に係るすべての経費を計上すること。独自（付加価値）提案は、提案金額以内で実施するとみなすので留意すること。提案金額内でできない独自（付加価値）提案は認めない。

(オ) 同種又は類似業務の実績（様式第2号）

過去5年以内の千葉県内における実績

(2) 提出部数

参加申込書、必要添付書類各1部

(3) 提出期限

令和6年5月9日(木)午後5時まで

(4) 提出場所

鎌ヶ谷市役所保険年金課保健事業係

(5) 提出方法

持参により提出すること。

※鎌ヶ谷市役所の閉庁日を除く、午前9時から午後5時までに提出

2 参加資格の確認等

市は第6に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和6年5月13日(月)までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内(土日・祝日を除く)に、書面(任意様式)をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内(土日・祝日を除く)に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第8 質疑応答等

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

1 質問

(1) 提出書類 質問書(様式第3号)

(2) 提出期限 令和6年4月19日(金)午後5時まで

(3) 提出場所 鎌ヶ谷市役所保険年金課保健事業係

(4) 提出方法

質問事項を簡潔に記載し、次により、電子メールにより提出すること。

ア 件名を「【事業者名】糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託質問書」とすること。

イ 電子メール送信後、質問業者は受信確認のため電話すること。

2 質問への回答

質問への回答は、令和6年4月24日(水)までに、市ホームページ上に、質問業者名を匿名とし掲載することとする。

第9 企画提案書の作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「参加業者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及び関係書類（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。様式は任意とし、基本仕様書に基づき、以下に従い記載すること。

項番	提案項目	提案すべき内容
1	業務計画	本業務の基本的な考え方、目標、スケジュール等
2	参加勧奨	対象者宛案内文書等
3	保健指導	面接時の情報収集内容、指導方針の決め方、教材、指導内容（面談・電話・その他支援方法とその回数及びその提案理由）、感染症対策等
4	かかりつけ医との連携	かかりつけ医との連携方法、かかりつけ医確認書等の事務手続き
5	報告	指導状況報告書、事業実績報告書、報告スケジュール
6	サポートデスク	対象者からの相談・苦情に対する体制、マニュアル等
7	セキュリティ対策	個人情報の管理方法等情報漏洩の防止等に対するセキュリティ対策状況
8	独自（付加価値）提案	独自（付加価値）提案やアピールポイント
9	提案金額（限度額見積書）	本業務の履行に関わる詳細な経費の見積り。記入にあたっては、単価等を詳細に示すとともに、仕様書に予定数が記載されている項目については、その予定数を乗じて算出すること。

2 提出書類

提案企画書（任意書式）は次の部数を提出すること。

- (1) 正本1部（正本のみ、商号又は名称を記載し代表者印を押印すること）
- (2) 副本9部（副本は、商号又は名称等事業者が判別できる記載は、マスキング等で伏せること。事業者が判別できるような記載は審査の公平性に影響がある行為として失格になることがあるため、注意すること。）

3 企画提案書等の作成上の留意事項

- (1) 表紙には表題、提案書の提出日を記載し、本文各ページにページ番号を付すこ

と。

- (2) 原則として、A4 サイズ縦、横書き、長編綴じとすること。ただし、図表等は必要に応じて A3 サイズも可とする（A4 サイズに折り込むこと）。
- (3) 専門用語は極力用いず、平易な日本語表現で記述すること。
- (4) 1 部ごとに A4 サイズのフラットファイル等に閉じること。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年5月9日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所 鎌ヶ谷市役所 保険年金課 保健事業係
- (3) 提出方法 持参によること。（郵送、電子メール又はFAXによるものは受け付けない。また、提出期限後の追加・修正は認めない。）

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

第10 評価方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ヶ谷市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を次のとおり行う。（なお、参加業数が多数の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選出された者についてのみプレゼンテーション等を行うことができるものとする。）

(1) 実施方法

- ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は準備10分、説明20分、質疑10分程度の計40分程度とする。
- イ 追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。
- ウ 提出された企画提案書等と異なる内容の説明及び追加資料の配付は認めない。
- エ パソコン等により提案内容を提示し、分かりやすく説明すること。
- オ プレゼンテーションで必要とするパソコン及びプロジェクター等必要な機器は参加者が用意すること。ただし、スクリーンは市が用意する。

カ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。本業務の全体を管理する統括責任者は出席し、プレゼンテーションは本業務に直接携わる者が行うこと。やむ得ず欠席する場合は、事前に保険年金課保健事業係まで連絡し、了承を得ること。

キ 他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

ク 欠席をした場合は、企画提案書の審査・評価及び契約候補者の選定から除外する。

(2) 実施日時及び実施場所

ア 実施日 令和6年5月28日(火)(予定)

イ 実施場所 別途指定し、企画提案者に通知する。(市庁舎内を予定)

3 評価項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の評価項目及び評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

(1) 評価項目及び配点

評価項目の配点は総500点とする。なお、詳細は、別紙「鎌ヶ谷市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託公募型プロポーザル評価基準」(以下、評価基準という。)のとおりとする。

(2) 最低基準点

本プロポーザルの最低基準点は250点とし、最低基準点に満たない場合は、失格とし、参加者が1者の場合も適用する。

(3) 審査

ア 審査委員会において、提出された参加申込書当、企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーションについて、評価基準により審査委員会の各委員の評価点の合計点数(以下「評価点数」という。)が最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、最も評価点数の高い者が2者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

なお、契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

イ 企画提案者が1者の場合でも企画提案、評価、審査は実施する。

第11 審査結果の通知

契約候補者選定後、参加業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して5日以内（土日・祝日を除く）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求められることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して3日以内（土日・祝日を除く）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第12 審査結果の公表

1 公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を令和6年5月31日（金）（予定）までに、市ホームページにおいて公表するとともに、保険年金課窓口において閲覧に供するものとする。

2 公表内容

- (1) 業務名
- (2) 審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数）
- (3) 契約候補者の選定理由
- (4) 参加業者数
- (5) 審査経過及び審査委員

3 公表内容に係る留意事項

- (1) 契約候補者以外の参加業者の名称は公表しない。
- (2) 契約候補者以外の参加業者の評価点数は点数順で表記する。

第13 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (5) プレゼンテーション等の開始時間までに会場に来なかった場合
- (6) 審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

第14 契約に関する基本的事項

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕

様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

また、契約金額は原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容が全て契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

第15 その他留意事項

- 1 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- 2 提出された書類は返還しないものとする。
- 3 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。
- 4 提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。
- 5 参加業者が1者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないこと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。
- 6 企画提案書等については、参加業者1者につき1提案に限るものとする。
- 7 参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- 8 本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- 9 本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、鎌ヶ谷市情報公開条例（平成11年鎌ヶ谷市条例第3号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- 10 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにも関わらず提案するようなことがないこと。契約候補者として選定された後であっても、業務目標が達成できないことが確認できた場合には、契約を締結しない場合がある。それに伴う契約候補者が被る損害について、鎌ヶ谷市は一切保障しない。

第16 問い合わせ先（事務局）

郵便番号 273-0195 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

鎌ヶ谷市役所市民生活部保険年金課保健事業係 担当 三田・梅澤

電話：047-445-1418

電子メール：hokenjigyo@city.kamagaya.chiba.jp